

第2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

事業実施区域及びその周囲の概況については、既存資料を基に情報を収集・整理した。なお、統計資料については、事業実施区域が位置する福岡市東区または福岡市を対象とした。

2.1 自然的状況

事業実施区域及びその周囲の自然的状況は、表 2-1～4 に示すとおりである。

表 2-1 事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

項 目		概 況
大気環境	気象	<p>福岡管区気象台における気象状況の平年値（統計期間 1981 年～2010 年）で、年平均気温は 17.0℃、平均相対湿度は 68%、年間降水量は 1,612.3mm、年最多風向は南東、年平均風速は 3.1m/s である。同気象台における平成 27 年度の全天日射量と雲量の観測結果では、全天日射量の最大は 5 月の 19.7MJ/m²、雲量の最大は 6 月の 8.8 である。</p> <p>また、一般環境大気測定局である東局（箱崎中学校）における平成 27 年度の風向・風速観測結果では、北北西や東南東の風向が多く出現している。</p>
	大気質	<p>事業実施区域及びその周囲には、一般環境大気測定局が 2 局（東局、吉塚局）、自動車排出ガス測定局が 1 局（千鳥橋局）設置されている。また、吉塚小学校では降下ばいじんの測定が行われている。</p> <p>一般環境大気測定局における平成 26 年度の測定結果は、東局では二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を満足しているが、光化学オキシダントは環境基準を満足していない。同吉塚局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、有害汚染大気物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）及びダイオキシン類は環境基準を満足しているが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は環境基準を満足していない。</p> <p>自動車排出ガス測定局における平成 26 年度の測定結果は、千鳥橋局では二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を満足しているが、微小粒子状物質は環境基準を満足していない。</p> <p>吉塚小学校における平成 26 年度の降下ばいじんの測定結果は、参考値を下回っている。</p>
	騒音	<p>○自動車騒音</p> <p>事業実施区域及びその周囲では、平成 26 年度は定点 2 地点（国道 3 号、国道 3 号バイパス）において、平成 27 年度は定点 2 地点を含む 7 地点で自動車騒音の測定が行われている。</p> <p>平成 26 年度の測定結果は、定点 2 地点ともに環境基準（昼間、夜間）を満足していないが、要請限度については下回っている。</p> <p>平成 27 年度の測定結果は、定点 2 地点ともに環境基準（昼間、夜間）を満足していないが、要請限度は下回っている。5 地点については、1 地点で環境基準（夜間）を満足していないが、要請限度については 5 地点ともに下回っている。</p> <p>○航空機騒音</p> <p>事業実施区域及びその周囲では、平成 25～27 年度に 1 地点で航空機騒音の測定が行われている。</p> <p>測定結果は、いずれの年度も環境基準を満足していない。</p>
	振動	<p>事業実施区域及びその周囲では、平成 26、27 年度に 2 地点（国道 3 号、国道 3 号バイパス）で道路交通振動の測定が行われている。</p> <p>平成 26、27 年度の測定結果は、2 地点ともに要請限度を下回っている。</p>
水環境	水象	<p>○河川</p> <p>事業実施区域及びその周囲には、二級河川の多々良川（総延長 17,352m、流域面積 167.9 km²）、宇美川（総延長 16,777m、流域面積 71.6 km²）が位置する。</p> <p>○湖沼</p> <p>事業実施区域及びその周囲に湖沼はない。</p> <p>○海域</p> <p>事業実施区域及びその周囲には、博多湾（表面積 126km²）が位置する。</p>

表 2-2 事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

項 目		概 況
水環境	水質	<p>○河川の水質 事業実施区域及びその周囲では、平成 26 年度に多々良川（名島橋）、宇美川（塔の本橋）、須恵川（休也橋）の 3 箇所で水質測定が行われている。 測定結果は、生活環境項目は 3 箇所ともに全ての項目が環境基準（河川 C 類型）を満足しており、健康項目は 3 箇所ともに海水の影響と考えられるほう素を除き環境基準を満足している。</p> <p>○ダイオキシン類（河川） 事業実施区域及びその周囲では、平成 26 年度に多々良川（名島橋）、宇美川（塔の本橋）の 2 箇所で水質測定（ダイオキシン類）が行われている。 測定結果は、2 箇所ともにダイオキシン類に係る環境基準を満足している。</p>
	地下水の水質	<p>○地下水の水質 事業実施区域及びその周囲では、平成 26 年度に東区松島で概況調査（環境基準項目他）、東区原田で継続監視調査（環境基準項目のうち揮発性有機物 6 項目）が行われている。 測定結果は、概況調査、継続監視調査ともに全ての項目が環境基準を満足している。</p> <p>○ダイオキシン類（地下水） 事業実施区域及びその周囲では、平成 26 年度にダイオキシン類は測定されていない。</p>
	河川の底質	<p>○河川の底質 事業実施区域及びその周囲では、平成 26 年度に水質測定箇所 3 箇所で底質調査が行われている。 測定結果は、3 箇所ともに底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀、PCB について基準値を満足している。</p> <p>○ダイオキシン類（河川底質） 事業実施区域及びその周囲では、平成 26 年度に多々良川（名島橋）、宇美川（塔の本橋）の 2 箇所で底質測定が行われている。 測定結果は、2 箇所ともにダイオキシン類に係る環境基準を満足している。</p>
土壌及び地盤	土壌	<p>○土壌 事業実施区域及びその周囲は、市街地その他がほとんどであり、乾性褐色森林土が一部分布している他は、灰色低地土壌が点在している。</p> <p>○土壌汚染 <ダイオキシン類> 事業実施区域及びその周囲では、平成 26 年度に 1 箇所で土壌調査（ダイオキシン類）が行われている。 調査結果は、ダイオキシン類に係る環境基準を満足している。 <土壌汚染対策法に基づく調査> 事業実施区域の一部（九州大学が旧工学部 2 号館跡地区）には、土壌汚染対策法に基づく区域指定（要措置区域が 1 箇所、形質変更時要届出区域が 1 箇所）がなされており、要措置区域については講ずべき措置について告示がなされている。</p>
	地盤	<p>事業実施区域及びその周囲で地盤沈下は発生していない。 また、工業用水法及び建築物用地下水採取の規制に関する法律による地下水採取を規制する地域には指定されていない。</p>
地形・地質	地形・地質	<p>○地形 事業実施区域及びその周囲は福岡県の北西部に位置し、博多湾へ流下する多々良川、御笠川、那珂川などにより形成される福岡平野にあり、地形はほぼ平坦な海岸砂丘、砂浜と平野（三角州）、埋立地である。</p> <p>○地質 事業実施区域及びその周囲は大部分が海浜砂層の砂であり、東側に沖積層の砂・泥・礫が分布する。名島周辺はシルト岩を伴う砂岩、礫岩が見られる。</p> <p>○重要な地形・地質 事業実施区域及びその周囲において、学術上又は希少性の観点から選定された重要な地形・地質は、名島の檣石（ほぼしらいし）、古第三紀岩石海岸の 2 件である。</p>

表 2-3 事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

項 目	概 況
動物、植物、生態系	<p>事業実施区域及びその周囲における動物の重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 28 年 9 月 福岡市環境局）によると、以下に示すとおりである。</p> <p>○哺乳類 重要な種は確認されていない。</p> <p>○両生類・爬虫類 重要な種は確認されていない。</p> <p>○鳥類 重要な種は、クロツラヘラサギ、カンムリカイツブリ、コアジサシ、ズグロカモメ、ダイシャクシギ、ハチクマ、ハヤブサ、ミサゴ、オオヨシキリ、キビタキ等の 48 種である。</p> <p>○昆虫類 重要な種は、ベニイトトンボ、アオヤンマの 2 種である。</p> <p>○魚類 重要な種は、アユ、エドハゼ、シロウオ、チワラスボ、トビハゼ、マサゴハゼ、ミナミメダカの 7 種である。</p> <p>○貝類、甲殻類その他 重要な種は、貝類はヒロクチカノコ、ウミニナ、オカミミガイ、クリイロカワザンショウ、テリザクラ、ワカウラツボ、ウネナシトマヤガイの 7 種である。 また、甲殻類その他は、アリアケガニ、オサガニ、ハクセンシオマネキ、ハマガニ、ヒメアシハラガニ、クシテガニ、ウモレベンケイガニ、ベンケイガニの 8 種である。</p>
	<p>事業実施区域及びその周囲の植生の状況は、公園、市街地、緑の多い市街地である。なお、多々良川河口には、ヨシ群落が分布している。</p> <p>事業実施区域及びその周囲の植物の重要な種の生育状況及び重要な群落の分布状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 28 年 9 月 福岡市環境局）によると、重要な種はイソホウキギ、カワヂシャ、コギシギシ、シバナ、ハマサジ、ウラギク、フクドの 7 種であり、重要な群落はミミズバイースダジイ群集、ムサシアブミータブノキ群集の 2 群落及びヨシクラスである。</p>
	<p>事業実施区域及びその周囲は、広く分布する「市街地」、「二次林」、「河川汽水域」に区分され、各環境類型区分の代表的な生物種を以下に示す。</p> <p><市街地> 植栽等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、アマガエル、ヤモリ、カナヘビ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ、メダカ、アメリカザリガニ等の動物が抽出される。</p> <p><二次林> タブ群落、シイカシ萌芽林等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、ヤマカガシ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ等の動物が抽出される。</p> <p><河川汽水域> ヨシ群落、塩生植物群落等の植物並びにミシシippアカミミガメ、コサギ、マガモ、コアジサシ、シロウオ、トビハゼ、ヤマトオサガニ等の動物が抽出される。</p>
	<p>事業実施区域及びその周囲における動物、植物、生態系の状況について、当該地域に詳しい専門家にヒアリングを行った。</p> <p>主な専門分野は、園芸学、魚類学、鳥類、基礎生物学、昆虫学、植物、生態学、生物多様性保全、動物学、動物発生学、細胞生物学である。</p>

表 2-4 事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

項 目		概 況
触れあいの活動の場 景観、人と自然との活動の場	景観の状況	○主要な眺望点 事業実施区域及びその周囲において事業実施区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園（野球場）の3箇所である。 ○景観資源 事業実施区域及びその周囲には、「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」により自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源は確認されていない。 また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、県、市指定の史跡が点在しており、地蔵松原公園に元寇防塁（国指定史跡）が存在する。
	人と自然との触れあいの活動の場の状況	事業実施区域及びその周囲には、人が多く集まる場所として、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園（野球場）の3箇所及び東区のウォーキングコースが分布する。
一般環境中の放射線	一般環境中の放射線の状況	事業実施区域及びその周囲における一般環境中の放射線の状況は、一般環境大気測定局である東局（箱崎中学校校庭）、吉塚局（東吉塚小学校校庭）で年4回測定されている。 過去4年間（平成25年3月～28年6月）の放射線量は、東局が0.06～0.10 μ Sv/時、吉塚局が0.06～0.07 μ Sv/時であり、大きな変動はない。（公衆被曝線量限度は1mSv/年。ICRP（国際放射線防護委員会）1990年勧告より。1mSv=1,000 μ Sv。） 事業実施区域の放射線の量の調査結果（平成29年1月12日測定）は、0.05～0.07 μ Sv/時であり、東局や吉塚局の調査結果と同程度である。 また、過去に放射性同位元素の使用履歴のあった室内においても、0.05～0.08 μ Sv/時と、他調査結果と同程度であることを確認している。 なお、放射性同位元素の使用施設においては、九州大学が月1回放射線の量を測定し、3月間使用数量の管理を行っている（管理区域境界における線量：1.3 μ Sv/3月間、事業所境界における線量：250 μ Sv/3月間）。

2.2 社会的状況

事業実施区域及びその周囲の自然的状況は、表 2-5 に示すとおりである。

表 2-5 事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）

項 目		概 況
人口・産業	人口	○人口、世帯数等 福岡市東区における平成 28 年 10 月 1 日現在の人口は 310,394 人、世帯数は 144,144 世帯、人口密度は 4,475 人/km ² である。 ○人口、人口密度の推移 福岡市東区における平成 22 年から平成 27 年の人口増加率は 4.7%である。
	産業	福岡市東区における平成 22 年度の産業別就業者数は 129,345 人であり、サービス業を含む第 3 次産業の割合が高く約 10 万人 (84.5%) であり、次いで第 2 次産業 (14.9%)、第 1 次産業 (0.6%) の順である。
資源利用	土地利用の状況	福岡市東区における平成 27 年 1 月 1 日現在の地目別土地面積の構成は、宅地の割合が最も多く約 65%である。
	土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況	事業実施区域及びその周囲における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、都市地域及び森林地域である。
	都市計画法に基づく地域地区の指定状況	事業実施区域及びその周囲は都市計画法に基づく都市計画区域に指定されており、用途地域は第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に指定されている。
	河川利用の状況	福岡市東区では多々良川水系からの取水量が多くなっている。
	地下水利用の状況	○上水道、用水供給 福岡市では平成 26 年度において、上水道、用水供給での地下水の利用はない。なお、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。 ○工業用水 福岡市東区における平成 26 年度の地下水の工業用水での利用状況は、日量 226m ³ である。
社会資本整備	道路交通網の状況	事業実施区域及びその周囲の主要な道路は福岡都市高速道路 1 号香椎線・4 号粕屋線、一般国道 3 号・3 号バイパス・201 号であり、これらに主要地方道福岡太宰府線、一般県道多田羅名島線・浜新建堅粕線、幹線市道香椎箱崎浜線・松島貝塚線等が接続し、道路交通網を形成している。
	鉄道輸送の状況	事業実施区域及びその周囲の鉄道路線としては、JR 九州鹿児島本線、福岡市営地下鉄箱崎線及び西日本鉄道貝塚線が通っている。
	学校・病院等	事業実施区域及びその周囲には、幼稚園が 3 施設、保育園が 7 施設、小学校が 5 施設、中学校が 1 施設、図書館が 1 施設ある。また、児童福祉施設が 3 施設、高齢者福祉施設が 4 施設、病院が 14 施設ある。
	下水道整備の状況	福岡市東区の平成 26 年度の下水道普及率は 99.7%である。

2.3 環境保全上の指定・規制の状況

事業実施区域及びその周囲の環境保全上の指定・規制の状況は、表 2-6～9 に示すとおりである。

表 2-6 事業実施区域及びその周囲の概況（環境保全上の指定・規制の状況）

項 目		概 況
環境基本法等に基づく環境基準	大気汚染	○大気汚染に係る環境基準（環境基本法） 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 10 項目について基準が定められている。
	水質汚濁	○人の健康の保護に関する環境基準（環境基本法） 全公共用水域に適用され、カドミウム等の 27 項目に関して、一律に基準が定められている。 ○生活環境の保全に関する環境基準（環境基本法） 河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定している。事業実施区域及びその周囲の多々良川及びその支川の宇美川は、河川 C 類型に指定されている。
	地下水の水質汚濁	○地下水の水質汚濁に係る環境基準（環境基本法） すべての地下水に適用され、カドミウム等の 28 項目に関して、一律に基準が定められている。
	土壌の汚染	○土壌の汚染に係る環境基準（環境基本法） すべての土壌に適用され、カドミウム等の 27 項目に関して、一律に基準が定められている。なお、「土壌の汚染に係る環境基準」は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場等に係る土壌については、適用されない。
	騒音	○騒音に係る環境基準（環境基本法） 「道路に面する地域以外の地域（一般地域）」、「道路に面する地域」の区分ごとに基準が定められている。事業実施区域及びその周囲は、A 類型、B 類型及び C 類型に指定されている。 ○航空機騒音に係る環境基準（環境基本法） 事業実施区域及びその周囲は航空機騒音に係る類型指定地域であり、類型 I 及び類型 II に指定されている。
	ダイオキシン類	○ダイオキシン類に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法） ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染について、全国一律に基準が設定されている。
大気汚染に係る規制	施設の設置等	○大気汚染防止法 ばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に届出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準が定められている。 ○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、本条例で規定するばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。
	自動車排出ガス	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 事業実施区域が位置する福岡市は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されていない。

表 2-7 事業実施区域及びその周囲の概況（環境保全上の指定・規制の状況）

項 目		概 況
水質汚濁に係る規制	公共用水域	<p>○水質汚濁防止法 特定施設を設置し公共用水域に排水を排水する工場・事業所に対して、排水基準が適用される。</p> <p>○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 規制対象工場・事業所の追加及び排水基準の強化（上乘せ排水基準）が定められている。</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法 福岡県は瀬戸内海の関係県であるが、福岡市は対象区域ではない。</p>
	下水道	<p>○下水道法及び福岡市下水道条例 工場から公共下水道に排出される排水について、下水排除基準が定められている。</p>
騒音に係る規制	特定工場等の騒音	<p>○騒音規制法 規制区域及び規制基準が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域に指定されている。</p>
	特定建設作業に伴って発生する騒音	<p>○騒音規制法 規制区域を定め、規制種別（敷地境界における騒音の大きさ、作業ができる時間等）に応じて規制基準が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1号区域、第2号区域に指定されている。</p>
	自動車騒音の要請限度	<p>○騒音規制法 規制区域及び要請限度が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、a区域、b区域、c区域に指定されている。</p>
振動に係る規制	特定工場等の振動	<p>○振動規制法 規制区域及び規制基準が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1種区域、第2種区域に指定されている。</p>
	特定建設作業に伴って発生する振動	<p>○振動規制法 規制区域を定め、規制種別（敷地境界における騒音の大きさ、作業ができる時間等）に応じて規制基準が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1号区域に指定されている。</p>
	道路交通振動の要請限度	<p>○振動規制法 規制区域及び要請限度が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1種区域、第2種区域に指定されている。</p>
悪臭に係る規制	悪臭に係る規制基準	<p>○悪臭防止法 福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業所の敷地境界の基準を定めている。</p> <p>○福岡市悪臭対策指導要綱 福岡市は、悪臭防止法を補完し、必要に応じて臭気指数による指導を行っている。</p>
土壌汚染	要措置区域の指定に係る基準等	<p>○土壌汚染対策法 要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準が定められている。 事業実施区域の一部は、要措置区域、形質変更時要届出区域に指定されている。</p>
地下水	地下水の採取に係る規制	<p>○工業用水法 地盤沈下等の地下水障害が発生し、かつ工業用水の利用が大である特定の地域が政令で地域指定されている。 事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。</p> <p>○建物用地下水の採取の規制に関する法律 地下水の採取により地盤が沈下し、それに伴い高潮、出水等による災害が発生するおそれがある地域が政令で指定されている。 事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。</p>

表 2-8 事業実施区域及びその周囲の概況（環境保全上の指定・規制の状況）

項 目		概 況
自然環境法令等	自然公園	○自然公園法、福岡県立自然公園条例 すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、自然公園（国立公園、国定公園、福岡県立自然公園）が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、自然公園に指定された地域はない。
	自然環境保全地域	○自然環境保全法、福岡県環境保全に関する条例 自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び福岡県自然環境保全地域が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、自然環境保全地域に指定された地域はない。
自然環境法令等	鳥獣保護区	○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全等を目的として、鳥獣保護区、休猟区等が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、鳥獣保護区が 2 箇所、特定猟具（銃器）使用禁止区域が 1 箇所指定されている。
	保安林	○森林法 水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備、火災の防備などの公益目的を達成するため、森林が保安林として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、保安林に指定された森林はない。
	風致地区等	○都市計画法 良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域が風致地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、風致地区が 4 箇所指定されている。 ○都市緑地法 都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止となる、伝統的・文化的意義を有する、動植物の生育地等となる等のいずれかに該当する緑地が特別緑地保全地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、特別緑地保全地区が 3 箇所指定されている。
	景観形成地区	○福岡市都市景観条例 景観形成を重点的に図る地区が都市景観形成地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、都市景観形成地区が 1 箇所指定されている。
文化財	史跡・名勝・天然記念物等	○文化財保護法、福岡県文化財保護条例、福岡市文化財保護条例 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として、文化財（史跡・名勝・天然記念物等）が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、史跡が国指定 1 件、県指定 1 件、天然記念物が国指定 1 件、有形文化財が国指定 3 件、県指定 1 件ある。
防災関連法令等	急傾斜地崩壊危険区域	○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域が急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、急傾斜地崩壊危険区域が 3 箇所指定されている。
	砂防指定地	○砂防法 降雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為を禁止又は制限する必要がある土地の区域が砂防指定地として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、砂防指定地は指定されていない。

表 2-9 事業実施区域及びその周囲の概況（環境保全上の指定・規制の状況）

項 目		概 況
防災関連法令等	地すべり防止区域	○地すべり等防止法 地すべり区域及びこれに隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのある区域が地すべり防止区域として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、地すべり防止区域は指定されていない。
	地震等による被害予想等	○津波に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月、福岡県） 事業実施区域及びその周囲には、浸水区域（0～0.5m）が分布する。 ○地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月、福岡県） 事業実施区域及びその周囲は、概ね「液状化危険度はかなり低い」に含まれる。

2.4 その他の必要な事項

事業実施区域及びその周囲のその他の必要な事項は、表 2-10 に示すとおりである。

表 2-10 事業実施区域及びその周囲の概況（その他の必要な事項）

項 目		概 況
苦 公 情 害	公害苦情件数	平成 26 年度の公害苦情件数は、福岡市では総数が 427 件あり、騒音が 209 件と最も多く、次いで悪臭が 79 件である。福岡市東区では総数が 85 件あり、騒音及びその他が 29 件と最も多く、次いで悪臭が 12 件である。
地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画	福岡県環境総合基本計画	福岡県では、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的方向性を明らかにした環境総合基本計画を平成 7 年に、第二次計画を平成 15 年に策定している。
	福岡県廃棄物処理計画	福岡県では、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月に平成 32 年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。
	福岡市新世代環境都市ビジョン	福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」を平成 25 年 3 月に策定している。
	福岡市環境基本計画（第三次）	福岡市では、「福岡市環境基本条例」（平成 8 年 9 月 26 日 条例第 41 号）に基づき平成 9 年に環境基本計画（第一次）、平成 18 年に環境基本計画（第二次）を策定し、平成 26 年 9 月に環境基本計画（第三次）を策定している。
	福岡市環境配慮指針（改定版）	福岡市では、「福岡市環境基本計画（第三次）」が目指すまちの姿である「豊かな自然と歴史に育まれ、未来へのちつなぐまち」を実現するために、福岡市内で実施される都市基盤整備事業や開発事業等の「構想」「計画」「施工」「供用」の各段階にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成 28 年 9 月）を策定している。
	生物多様性ふくおか戦略	本戦略は、「生物多様性基本法」第 13 条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成 24 年 5 月に策定されたものである。
	新循環のまち・ふくおか基本計画（第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画）	福岡市では、平成 23 年 12 月に第 4 次計画を策定し、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定している。
九州地方における建設リサイクル推進計画 2014	国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。	